

交通安全情報

令和4年夏
警視庁交通部

これは飲酒運転です



あれ？さっき、お酒を飲んで
ましたよね。

電動キックボード
は車両ですよ!!

酒気を帯びた状態で運転
することはできません!



道路交通法第65条では

「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあります。アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させ、運転に影響を及ぼします。

車やオートバイだけではなく、電動キックボードも自転車も

飲酒運転禁止です。

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

